

特定非営利活動法人のこたべ  
理事長 平島 美紀江 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について

本市では、令和 4 年 3 月 31 日に、貴法人が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 28 条の 2 に規定されている貸借対照表の公告について、貴法人の定款第 37 条に規定されている方法での公告が行われていないのではないかとの情報提供を市民から受けました。

この情報提供を受けて本市が事実関係を確認したところ、令和 4 年 3 月 31 日時点で貴法人が公告を行っておく必要がある平成 29 年度から令和 2 年度までの貸借対照表について、貴法人が定款で規定している貸借対照表の公告の方法である「事務所の掲示場への掲示」「インターネットホームページへの掲載」「官報への掲載」のいずれの方法によっても掲載されていないことが判明いたしました。

本件について本市が貴法人への聴取を行った際には、対応を検討する旨の意向が示されたため、貴法人に対し、法令を遵守し、貸借対照表の公告を速やかに行うようにお伝えするとともに、手続きに必要な具体的な事項について伝達いたしました。令和 4 年 7 月 29 日時点において、官報への掲載について本市で確認することが出来ておりません。

貴法人の定款第 37 条は、「この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う」と規定されており、いずれか一つで足りるということではなく、全ての方法による公告がなされなければならないことから、貴法人には、法第 28 条の 2 及び定款第 37 条違反の疑いがあります。

つきましては、貴法人の運営状況等の適格性を判断することを目的として、法第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めますので、書面により回答してください。

なお、この報告の回答期限を超過しても回答をしない場合又は虚偽の回答をした場合は、法第 80 条第 1 項第 10 号の規定により、理事、監事は 20 万円以下の過料に処されることがあります。

記

1 報告を求める事項

- (1) 法第 28 条の 2 第 1 項及び定款第 37 条に違反していることに対する貴法人の認識
- (2) 法第 28 条の 2 第 1 項及び定款第 37 条に基づく貸借対照表の公告に係る貴法人の対応経過  
※対応経過は時系列に沿って報告することとし、理事会・総会議事録など法人内での意思決定を証する書類及び本件に係る対応を証する書類（例：官報掲載の申請を行ったことを示す書類もしくはメールの写し、「主たる事務所」の掲示場に掲示されている写真、貴法人がホームページ上に貸借対照表を掲載したことがわかるものなど）
- (3) 法令及び定款を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点

2 報告の回答期限

令和 4 年 (2022 年) 8 月 19 日 (金) 17 時 00 分まで

3 報告の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市市民文化局市民活動促進担当課 NPO 法人担当係  
(担当：土田・石橋 TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156)

4 添付資料

特定非営利活動促進法及び同法施行規則抜粋